

平成 13 年 5 月 22 日

関 係 各 位

松 井 証 券 株 式 会 社
取 締 役 社 長 松 井 道 夫
<http://www.matsui.co.jp>
/

信用取引開始基準の一部変更
(最低保証金額の引下げ)

松井証券は、平成 13 年 6 月 4 日 (約定ベース) より、以下の通り、信用取引開始基準 (最低保証金額) を一部変更します。

【信用取引開始の際に最低必要なお預かり資産額 (最低保証金額)】

変更前	変更後
現金 200 万円以上 または 有価証券で 200 万円以上 (時価)	現金 100 万円以上 または 有価証券で 100 万円以上 (現金換算)

(*) 上記以外での変更箇所はありません。

松井証券は、従来より、個人投資家の利便性の向上につながるサービスの拡充に努めてまいりました。信用取引に関しては、最低保証金額を他社に先駆けて 200 万円に設定するなど、一般投資家にとって利用しやすい取引基準へ変更しました。

その結果、松井証券における信用取引口座数は、12,653 口座 (平成 13 年 5 月 21 日現在) となりました。また、信用取引の月間取扱高は、売買株数では平成 12 年 8 月より 8 ヶ月連続で、売買金額では平成 13 年 2 月より 2 ヶ月連続で 1 位 (東証正会員 117 社中) となっています。

今回の最低保証金額の引下げにより、従来まで一部の投資家に限られていた信用取引が、一般投資家にとっても身近な取引になるものと考えます。また、投資家の利便性の向上とともに、信用取引の増加が証券市場の流動性の供給に反映されると、証券業界の最大の課題である「証券市場の活性化」にも寄与できるものと考えています。

松井証券は、今後も、投資家向けのサービスの拡充とともに、証券会社の当然の責務として、証券市場の活性化に向け、全力で取り組んでまいります。